

須賀川市地域公共交通総合連携計画の概要

1. 経緯

平成23年2月16日作成

平成23年2月17日公表

2. 須賀川市地域公共交通総合連携計画の区域

須賀川市域

3. 須賀川市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

将来に向けて持続可能で、かつ、都市構造の変化や公共交通利用者のニーズ、福島空港を活かしたまちづくりの実現に対応した新たな公共交通体系の構築を目指します。

4. 須賀川市地域公共交通総合連携計画の目標

- ・短期目標（概ね5年程度） 公共交通利用者の減少に歯止めをかける
- ・長期目標（概ね10年後） 公共交通の人口カバー率の向上

5. 事業の概要及び事業の実施主体

(1) 運行事業

リーディングプロジェクトの展開

- ・市街地循環路線（東循環・西循環）の新設【実施主体：市、バス事業者、タクシー事業者】
- ・郊外循環路線の新設【実施主体：市、バス事業者、タクシー事業者】

乗合タクシーの運行

- ・乗合タクシーの新設【実施主体：市、タクシー事業者】
（西袋エリア、稲田エリア、銭神エリア、東山エリア、勢至堂エリア）
- ・乗合タクシーの拡充【実施主体：市、タクシー事業者】
（浜田エリア、仁井田エリア、大東エリア、長沼エリア、岩瀬エリア）
- ・乗合タクシーの区域見直し【実施主体：市、タクシー事業者】

（小塩江エリア）

バス路線の見直し

- ・バス路線の廃止【実施主体：市、バス事業者】
（浜尾線、田中線）
- ・バス路線の減便【実施主体：市、バス事業者】
（矢沢経由町守屋線、仁井田経由滝原線、矢沢経由北横田線）

空港アクセス路線の確保

- ・須賀川市内～福島空港間のアクセス確保【実施主体：市、バス事業者、タクシー事業者】

(2) 利用促進事業

公共交通に関する情報発信

- ・周知・PRや、モビリティ・マネジメントの実施

【実施主体：市、バス事業者、タクシー事業者】

6 . 計画期間

平成 22 年度～平成 31 年度

7 . 法第 6 条に定める協議会の有無

有

設立年月日：平成 22 年 9 月 27 日

名 称：須賀川市総合交通活性化協議会

構 成 員：別紙一覧のとおり。

平成 21 年 10 月 21 日に設置した任意協議会の規約等を改正し、法定化へ移行。

8 . 法第 5 条第 6 項に定められている関係者との協議

協議会による協議成立年月日：平成 22 年 9 月 27 日

9 . 法第 5 条第 5 項に定められている利用者の意見の反映

- ・協議会において、嘱託員親交会、老人クラブ、婦人会から 3 名が、また、商工会議所及び商工会から 4 名が出席し、計画策定に協力いただいた。
- ・市内を 9 地区に区分し、地域における各種団体の代表を対象として地域懇談会を開催した。
- ・市民アンケートを実施し、市民ニーズの把握を行った。配布規模は市人口の約 1 割に当たる 8,000 件とし、地区毎に抽出率に差異が生じないように配慮した。
(回収数 3,564 件 回収率約 45%)
- ・連携計画策定の前段で、その前身となる「須賀川市総合交通ビジョン」を策定しており、平成 22 年 3 月 1 日から平成 22 年 3 月 15 日までパブリックコメントを実施した。
- ・協議会の協議事項は公開しており、資料及び議事録については市ホームページに全て公表している。

10 . その他

- ・法第 7 条による提案の有無 無

- ・送付時点において活用を想定している国の支援制度

地域公共交通活性化・再生総合事業（国土交通省所管）

当該事業については今年度末で廃止となるため、今後は交通基本法関連施策として新たに創設される「地域公共交通確保維持改善事業」の活用へ移行も想定。

平成 22 年度須賀川市総合交通活性化協議会委員名簿

区 分	団体・機関等	職 名	氏 名
(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者	福島交通株式会社	須賀川総括営業所長	瀬 谷 賢 次
(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者	須賀川地区タクシー協議会	((有)あづまタクシー 会長)	福 田 瑞 夫
(3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	社団法人 福島県バス協会	専務理事	千代谷 俊 行
	社団法人 福島県タクシー協会	理事	会 田 善 正
(4) 須賀川市を管轄する道路管理者	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所	副所長	三 ヶ 田 章
	県中建設事務所	主幹兼企画管理部長	室 井 良 文
(5) 須賀川警察署	須賀川警察署	交通課長	鴨 芳 則
(6) 住民又は利用が想定される者	須賀川市囁託員親交会	会長	松 島 義 直
	須賀川市老人クラブ連合会	会長	関 根 常 三
	須賀川市婦人会連絡協議会	副会長	水 落 美 喜 子
(7) 学識経験者	須賀川商工会議所	副会頭	渡 辺 達 雄
(8) 東北運輸局長もしくは福島運輸支局長又はその指名する者	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	宮 地 和 久
(9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体	私鉄福島交通労働組合	須賀川支部長	十文字 太 司
	全国自動車交通労働組合連合会 福島地方本部	執行委員長	萩 尾 哲 夫
(10) 県、商工会その他協議会が必要と認める者	福島県県中地方振興局	県民環境部長	本 田 久 幸
	大東商工会	会長	佐 藤 成 行
	長沼商工会	会長	善 方 企
	岩瀬商工会	会長	轡 田 倉 治
(11) 須賀川市	須賀川市	副市長	金 澤 幸 男